

個保審第9号

平成27年5月15日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県個人情報保護審議会

会長 島田 好正

特定個人情報保護評価に関して意見を求める事項について (答申)

平成27年2月6日付け税第312号で諮問を受けた特定個人情報保護評価に関して意見を求める事項について、当審議会において慎重に調査審議した結果、別添のとおり答申します。

栃木県個人情報保護審議会事務局

(文書学事課情報公開推進室内)

TEL:028-623-2059

FAX:028-623-2057

「 県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書（案）」に
ついての答申

栃木県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

現時点における県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、当審議会は、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が図られるよう次のとおり意見する。

- 1 「県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書（案）」の記載の中で、十分な対策を講じている旨の評価をしているリスク対策については、その十分性を持続し、向上していく必要があることから、その継続的な検討に努めること。
- 2 リスク対策の十分性を持続し、向上していくには、そのためのリスクマネジメントを確実に行っていく必要があることから、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する情勢の変化に応じ、リスクマネジメントの手法等に係る必要な見直しを適宜行うこと。
- 3 県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報の入手、使用及び提供の業務プロセスにおいては、人為的ミスに起因する情報漏えいのリスクを軽減することが重要であり、特定個人情報を取り扱う職員等の教育、啓発に継続して努めること。

第2 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 2月 6日	・実施機関から諮問書を受理
平成27年 2月24日 (第49回審議会)	・実施機関からの説明及び質疑応答 ・審議
平成27年 3月24日 (第50回審議会)	・実施機関からの説明及び質疑応答 ・審議
平成27年 4月28日 (第51回審議会)	・審議

第3 答申に関与した委員及び臨時委員（五十音順）

委 員：青木 楊子、島田 好正、塚本 純、本山路子、安田 真道
臨時委員：坂田 信裕、永井 明